

那覇他 (R7) 水質検査役務

件名	那覇他 (R7) 水質検査役務							図面番号	1/3
図名	表紙							作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	給排水係長	管財係長	工事企画主任	工事企画係	管財係	作成者
所属	所属 陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科								

仕 様 書

水質検査項目表

別表

1 件 名 那覇他(R7)水質検査役務

2 場 所

- (1) 沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇駐屯地
- (2) 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛2608 陸上自衛隊八重瀬分屯地
- (3) 沖縄県うるま市勝連字内間仲間屋原2530 陸上自衛隊勝連分屯地
- (4) 沖縄県沖縄市字白川119 陸上自衛隊白川分屯地
- (5) 沖縄県島尻郡八重町字安里569 陸上自衛隊南与座分屯地

3 概 要

- (1) 那覇駐屯地水質検査
 - ア 9項目検査 7回/年 (4・5・7・8・10・1・2月)
 - イ 25項目検査 2回/年 (12・3月)
 - ウ 27項目検査 1回/年 (9月)
 - エ 全項目検査 1回/3年 (6月)
- (2) 八重瀬分屯地水質検査
 - ア 9項目検査 8回/年 (4・5・7・8・10・11・1・2月)
 - イ 23項目検査 2回/年 (12・3月)
 - ウ 25項目検査 1回/年 (9月)
 - エ 全項目検査 1回/3年 (6月)
- (3) 勝連分屯地水質検査
 - ア 28項目検査 1回/年 (6月)
 - イ 11項目検査 1回/年 (12月)
- (4) 白川分屯地水質検査
 - ア 28項目検査 1回/年 (6月)
 - イ 11項目検査 1回/年 (12月)
- (5) 南与座分屯地水質検査
 - ア 28項目検査 1回/年 (6月)
 - イ 11項目検査 1回/年 (12月)

4 検査項目

本役務で実施する水質検査内容については、別表「水質検査項目表」のとおりとする。

5 一般事項

- (1) 本役務は水道法第4条及び沖縄県保険医療部生活衛生課の制定する専用水道の手引き（平成28年1月改訂）に基づき検査するものとする。
- (2) 本役務の請負業者は水質検査実施機関（第20条第3項）に登録されているものとする。
- (3) 本役務の検査結果は、毎月末日までに水質結果報告書（A4版）を作成し、監督官へ2部提出するものとする。

項 目	検査基準	那覇駐屯地			
		9項目検査	25項目検査	27項目検査	全項目検査
		7回/年 4・5・7・8 10・1・2月	2回/年 12・3月	1回/年 9月	1回/3年 6月
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	○	○	○	○
2 大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下		○	○	○
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下				○
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下				○
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下				○
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下				○
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下				○
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下		○	○	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				○
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下				○
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下				○
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下				○
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				○
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下				○
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				○
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				○
20 ベンゼン	0.01mg/L以下				○
21 塩素酸	0.6mg/L以下		○	○	○
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		○	○	○
23 クロロホルム	0.06mg/L以下		○	○	○
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	○	○
25 ジブromokクロロメタン	0.1mg/L以下		○	○	○
26 臭素酸	0.01mg/L以下		○	○	○
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		○	○	○
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	○	○
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		○	○	○
30 プロモホルム	0.09mg/L以下		○	○	○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		○	○	○
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下				○
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下		○	○	○
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下				○
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下				○
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下				○
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下				○
38 塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				○
40 蒸発残留物	500mg/L以下		○	○	○
41 陰イオン界面活性剤	0.0001mg/L以下				○
42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下			○	○
43 2-メチルイソボルネオール	0.2mg/L以下			○	○
44 非イオン界面活性剤	フェノールの量に換算して、0.02mg/L以下		○	○	○
45 フェノール類	0.005mg/L以下				○
46 有機物(TOC)	3mg/L以下	○	○	○	○
47 p h 値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○
48 味	異常でないこと	○	○	○	○
49 臭気	異常でないこと	○	○	○	○
50 色度	5度以下	○	○	○	○
51 濁度	2度以下	○	○	○	○

件 名	那覇他(R7)水質検査役務	図面番号	2/3
図 名	仕 様 書	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

水質検査項目表

別表

項目	検査基準	八重瀬分屯地				勝連分屯地		白川分屯地		南与座分屯地	
		9項目検査	23項目検査	25項目検査	全項目検査	28項目検査	11項目検査	28項目検査	11項目検査	28項目検査	11項目検査
		8回/年	2回/年	1回/年	1回/3年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
		4・5・7・8 10・11・1・2月	12・3月	9月	6月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下			○						
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下			○						
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下			○						
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下			○	○		○		○	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下			○						
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下			○						
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			○	○		○	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下		○	○	○		○		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			○	○		○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下			○						
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下			○						
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			○						
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			○						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			○						
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			○						
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			○						
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			○						
20	ベンゼン	0.01mg/L以下			○						
21	塩素酸	0.6mg/L以下		○	○	○		○		○	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		○	○	○		○		○	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		○	○	○		○		○	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	○	○		○		○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		○	○	○		○		○	
26	臭素酸	0.01mg/L以下		○	○	○		○		○	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		○	○	○		○		○	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	○	○		○		○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		○	○	○		○		○	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下		○	○	○		○		○	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		○	○	○		○		○	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下			○	○		○		○	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下			○						
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下			○	○		○		○	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下			○	○		○		○	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下			○						
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下			○						
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○		○	○	○	○
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		○	○	○		○		○	
40	蒸発残留物	500mg/L以下		○	○	○		○		○	
41	陰イオン界面活性剤	0.0001mg/L以下			○						
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下			○						
43	2-メチルイソボルネオール	0.2mg/L以下			○						
44	非イオン界面活性剤	フェノールの量に換算して、0.02mg/L以下			○						
45	フェノール類	0.005mg/L以下			○						
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	○	○	○	○		○	○	○	○
47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○		○	○	○	○
48	味	異常でないこと	○	○	○	○		○	○	○	○
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○		○	○	○	○
50	色度	5度以下	○	○	○	○		○	○	○	○
51	濁度	2度以下	○	○	○	○		○	○	○	○